

大阪商業大学高等学校校友会 関東支部 会則

(名称)

第1条 本会は、大阪商業大学高等学校校友会（以下、「校友会」という。）関東支部（以下、「支部」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、支部長指定のところに事務所を置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と交流をとおして、支部の発展と母校の後援を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会、親睦会、講演会等の開催
- (2) 会員の福祉、厚生に関する事業
- (3) 会報及び会員名簿の発行
- (4) 校友会の運営に対する協力、役員候補者の推薦及び意見の具申
- (5) その他校友会及び支部の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は、校友会会則第5条に定める会員をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 会計監事 2名

(役員を選任)

第7条 支部長、副支部長、事務局長、会計及び会計監事は、会員の中から定時総会において選任する。

2 理事は、支部長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、一期2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、現任役員残任期間とする。

3 役員は、その任期後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序に従い、支部長の職務を代行する。
- (3) 事務局長は、総会及び理事会において決議された事項、校友会から委嘱された事項及び日常業務等の会務を執行する。
- (4) 会計は、経理及び出納業務を行い、定期総会に予算案を提出し、決算を報告する。
- (5) 理事は、会の運営に参画し、事務局長の職務の執行に協力する。
- (6) 会計監事は、会計を監査し、その結果を総会において報告する。会計監事は、必要に応じて理事会に出席して監査に関する意見を述べることができる。

(相談役)

第10条 本会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、支部長、副支部長及び事務局長が協議の上、推薦し、総会で決定する。
- 3 相談役は、重要な会務について支部長の諮問に応じる。
- 4 相談役は、特別な事情がない限り、終身在任する。

(総会)

第11条 本会は、毎年1回定期総会を開催するものとし、必要あるときは臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、支部長がこれを招集する。
- 3 総会の議長は、出席会員の中から選任する。

(総会の決議事項)

第12条 総会においては、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告、事業計画並びに決算・予算の承認
 - (2) 役員を選任
 - (3) 会則の改廃
 - (4) その他支部長及び理事会が総会に付議するものと決めた事項
- 2 総会の決議は、会則の改廃に関するものを除き出席者の過半数によって決する、
 - 3 会則の改廃に関する議決は、第17条において別に定める。

(理事会)

第13条 支部長は、必要に応じて理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、支部長、副支部長、事務局長、会計及び理事をもって構成する。
- 3 理事会は、次の事項を議決し執行する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 事業計画及び予算の立案
 - (3) その他支部長、副支部長、事務局長が必要と認めた事項
- 4 理事会の議決は、出席者の過半数をもってする。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金及び事業の収入をもって支弁する。ただし、会費の収納については、理事会で決するところによる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会員の連絡義務)

第16条 会員は、氏名、住所、連絡先に変更があった場合には、速やかに、支部長又は事務局長に通知しなければならない。

(会則の改廃)

第17条 会則の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の議決により決する。

附 則

この会則は、平成30年10月20日から施行する。